

公益財団法人日本YMCA同盟  
役員及び評議員の報酬等ならびに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本YMCA同盟（以下、「本法人」という。）定款第21条及び第39条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第33条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第18条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等に報酬等を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、使用人を兼務する理事に対しては使用人の職務の対価として、日本YMCA同盟給与規程に基づき給与、賞与及び退職金を支払うものとする。

(費用)

第4条 本法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については弁償する。

(公表)

第5条 本法人は、この規則を、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規則は、公益財団法人日本YMCA同盟の設立の登記の日から施行する。